

1 業務の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター飲料自動販売機設置・運営業務

(2) 内容

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける飲料自動販売機を設置・運営する業務

(3) 設置場所・台数

ア 設置場所：横浜市南区浦舟町 4-57

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター本館病棟

詳細は、別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照すること。

※1 「図面」において、図示した設置場所は、協議の上、変更することができます。

※2 自動販売機設置場所は、一部新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病棟がありますが、設置場所及び搬入動線はクリーンエリアとなっており、陽性及び疑い患者の動線と混線することはありません。詳細な搬入経路は、別途協議します。

※3 自動販売機設置場所を当院が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。また、コロナ禍における患者・職員の動線や売上状況を鑑み設置場所や販売内容の変更を要請することがあります。

イ 台数：11台(すべて屋内)

2 費用負担

自動販売機に伴う次の各費用は設置事業者の負担とします。

(1) 貸付料

単価：屋内1台につき、1,530円(税別) / 月

(2) 光熱水費

自動販売機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、その計測結果に基づき算出された電気使用料金を負担してください。

電気使用料＝電気使用量個別メーター測定値×市大センター病院電気単価

(参考；令和3年度 ＝ 17.7円 / kWh※税込)

(3) 売上手数料

設置する飲料自動販売機の売上金額(税抜)を合計した金額に売上手数料率を乗じて算出された金額(算出された金額に1円未満の端数が生じる場合は切捨とします。)

(4) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料

(5) 搬入・据付作業に伴う材料・工具費用

運営上必要な空調・衛生・電気設備等が追加で必要な場合も設置事業の負担とします。

※1 「図面」において、図示した設置予定場所には、単相100V差込プラグ(床から約300mm程度、壁面に配置)があり、本件運営に使用することができます。

※2 「図面」において、図示した設置予定場所にテレビカードの販売機や当院が設置した機器がある場合、当院の負担により移動します。

(6) 契約変更及び終了時の自動販売機移転・撤去に伴う費用及び原状回復費用

(7) 商品補充にかかる費用及び自動販売機のメンテナンス費用

(8) 電気使用量の計測専用の個別メーター設置及び運用にかかる費用

(9) その他自販機設置・運営に関する費用

3 販売商品

(1) 商品構成

ア 販売商品は定期的に変更することとし、販売内容が偏らないようにしてください。

※ 病棟特性等で変更が必要な場合で、かつ、当院からの申し出があった場合、速やかに変更してください。

イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とします。

(2) 販売価格

ア 飲料自販機の販売価格は、標準価格から20円以上値引きしてください。

(3) 商品補充

ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を頻回に行ってください。

4 自動販売機及び空容器の回収箱

(1) 設置する自動販売機の機能

ア 電子マネー

交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）及びモバイル決済サービス（PayPay、LINE Pay 等）のいずれも使用できるようにしてください。モバイル決済サービスは 1 種類以上導入することとし、種類を増やすよう努めてください。

イ ユニバーサルデザイン仕様

商品選択ボタン・取出口・コイン投入口・つり銭返却口の機能・配置が、車椅子使用者・障害者・高齢者・子ども等にも利用しやすいように開発された自動販売機としてください。

ウ 環境対策

・飲料自動販売機については、トップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めてください。

エ その他

・契約期間中に故障等の症状がみられた場合は、自動販売機の交換をしてください。
・契約期間中において、上記アからウにかかる最新の機種があれば当院に提案し、協議の上、入れ替えを行ってください。

(2) 空容器の回収箱

原則として、自動販売機 1 台につき 1 個設置することとし、契約締結時に当院が指定する場所に設置してください。ただし、当院が認めた場合は設置不要とします。

(3) デザイン

自動販売機及び空容器の回収箱は、周辺環境と調和したデザイン、色としてください。

(4) 設置スペース

別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照し、設置可能な機器を設置してください。

5 廃棄物の回収運搬処理

(1) 方法

自動販売機に併設した空容器の回収箱の廃棄物については、設置事業者の責において処理するものとします。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切なりサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自動販売機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理してください。

(2) 回収頻度等

回収箱から廃棄物があふれない程度に行うこととし、周辺環境の美化に努めてください。また、回収時に床面等に液体の漏出があった場合は直ちに拭き上げる等、患者の療養環境が悪化しないよう十分配慮してください。

6 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行ってください。

(2) 管理運営

ア 設置事業者は、自動販売機の設置・管理・運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行ってください。

イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期してください。

ウ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路と新型コロナウイルス感染症対策については、別途協議します。院内に立ち入る際は、清潔な服装としてください。

エ 自動販売機本体及び空容器の回収箱の清掃を行ってください。

オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情申出先については、設置事業者の責において対応するとともに、本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記してください。

カ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸はできません。

ただし、業務の一部を第三者に委託することは許可します。その場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、設置事業者が当院に対してすべての責任を負うこととします。

キ 契約期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合、当院が指定する期日までに設置事

業者の負担のもと原状回復を行い、当院の確認を受けることとします。

ク 自動販売機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとに取りまとめて、翌月 15 日までに売上報告書により報告してください。なお、売上報告書の書式については当院と協議の上決定するものとします。

7 災害発生時の対応

横浜市南区において災害が発生し、当院が飲料の提供を必要と判断した場合には、設置事業者が設置する自動販売機内の飲料を無償で提供することとします。

8 賠償責任について

自動販売機に起因する事故による患者及び当院職員への賠償は、設置事業者の責において全て行うこととします。

9 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、当院と協議の上決定するものとする。

(別表) 自販販売機設置一覧

No	設置場所		目的	自動販売機本体の外形寸法 ※ D×W×H(単位：mm)
1	8-1 病棟	8 階	飲料販売	D900(取出口含む)*W1100*H2000 以内と します。
2	8-2 病棟	8 階	飲料販売	
3	9-1 病棟	9 階	飲料販売	
4	10-1 病棟	10 階	飲料販売	
5	11-1 病棟	11 階	飲料販売	
6	11-2 病棟	11 階	飲料販売	
7	12-1 病棟	12 階	飲料販売	
8	12-2 病棟	12 階	飲料販売	
9	13-2 病棟	13 階	飲料販売	
10	14 階病棟	14 階	飲料販売	
11	特別室	14 階	飲料販売	

※転倒防止板・放熱余地・空容器の回収箱のスペースは含みません。